

# 乳幼児医療費助成制度 所得制限の撤廃対象 4歳未満児までに拡大 4月1日から

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。

【申請時に必要な書類】 申請書(通知書に同封) 健康保険証の写し(申請者、保護者と対象乳幼児のもの) 18年1月2日以降に東久留米市に転入された方は、同年1月1日に住民登録があった市区町村長の証明する「平成18年度(平成17年分)所得証明書」 印鑑(朱肉用のもの)

## 児童手当法が改正 3歳未満の 第1子・第2子 手当額が変更

児童手当法の改正により、支給月額は19年4月分の手当から3歳未満の第1子、第2子も第3子以降と同様、1万円の給付となります(従来の支給月額は、第1子、第2子が5000円、第3子以降が1万円)。

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。

## 国民健康保険の手続き

春は異動の時期

次のような方は国保の加入・喪失の手続きを

市内に住所があつて会社の健康保険等に加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

会社を退職し、会社の健康保険に加入したとき、または会社に就職して会社の健康保険に加入したときには、国民健康保険の加入・喪失手続きが必要になりますのでお忘れなく、国保加入・喪失・変更するに必要書類等は下表を参照してください。

会社の健康保険に  
入れませんか  
会社や工場等の法人に勤務されている方や、その家族の

方は、会社の健康保険や厚生年金等への加入が法律で義務付けられていて、病気がやがをしたときには必要な保険給付が行われ、生活を安定させる仕組みが取られています。

このような方は国民健康保険に加入することができませんのでご注意ください。

パートやアルバイトの方も勤務日数、時間が一般の従業員のおおむね4分の3以上ある場合は、会社の健康保険や厚生年金に加入することになります。また、個人事業所であっても、従業員が5人以上いる場合も同様です。

会社の健康保険等への加入については、職場の担当者や管轄の社会保険事務所等へご相談ください。

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。

## 西武鉄道からのお知らせ

東久留米駅北口駅舎を建て替え

橋上改札口への連絡通路を設置し改札口は廃止します

皆様にご利用いただいている北口駅舎は、老朽化のため取り壊すことになりました。これに合わせて、北口改札口は廃止しますが、北口は引き続き残り、橋上改札口まで連絡通路を設置し、バリアフリー化(エレベーター・エスカレーター上下)にも対応することとします。また、連絡通路には商業施設等も併設しにぎわいのある利用しやすい施設とします。さらに、ホームの所沢方面には10両編成に対応できるよう屋根を増築し、雨の日の利便性の向上を図ります。

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。

## 募集



男女平等推進センター 嘱託員

【勤務内容】男女平等推進センター業務に関する事務

【勤務時間】月16日(12:00~18:00)

【募集人数】1人

【選考方法】書類選考、面接の上、決定

【応募方法】4月9日(月)13日(金)の午前8時半~午後5時(正午~午後1時を除く)に、募集要項にある必要書類を生活文化課(市役所2階)に直接持参、または4月13日(金)までに(必着)〒203-8555、市役所生活文化課男女共同参画係あてに郵送してください

【費用】無料

申し込みは各相談日の前日までに、電話で同協会事務局(桑原建築設計事務所) ☎476-1515へ。

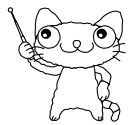
当日の受け付けもできますが、お待ちいただく場合があります。また、図面等があればお持ちください。

詳しくは都市計画課 画調整係 ☎470-7762へ。

手続きが必要なとき	加入・喪失・変更の際に必要な書類等
市に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑(認印)
会社の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書等) 印鑑(認印)、被保険者証(世帯主に変更があるとき)
会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書、印鑑(認印)、被保険者証(世帯主に変更があるとき)
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、世帯主名義口座番号の分かるもの、印鑑(認印)
生活保護を廃止するようになったとき	生活保護廃止決定通知、印鑑(認印)
市から転出するとき	被保険者証、印鑑(認印)
会社の健康保険に入ったとき、また、被扶養者になったとき	国保と会社の両方の被保険者証、印鑑(認印)
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの(会葬御礼のはがき等)、喪主の口座番号が分かるもの、印鑑(認印)
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知、印鑑(認印)
退職者医療制度の対象になったとき	被保険者証、年金証書、印鑑(認印)
退職者医療制度の対象でなくなったとき	被保険者証、印鑑(認印)
市内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑(認印)
世帯主や氏名が変わったとき	世帯主が分かれたり、一緒になったとき
修学のため別に住所を定めるとき	被保険者証、新住所の住民票、在学証明書、印鑑(認印)
被保険者証を無くしたとき	窓口で再交付の申請が必要、印鑑(認印)

世帯主の自筆署名の場合、印鑑(認印)は省略できます。

## ご利用ください 耐震相談会



市では年6回、耐震相談会を実施します。

【日時・会場】下表の通り

【相談員】東久留米建築設計協会 協会委員

### 耐震相談会年間日程

日時	会場
4月11日(水)	市役所1階 屋内ひろば
6月13日(水)	
8月8日(水)	
10月10日(水)	
12月12日(水)	
20年2月13日(水)	

西武鉄道ホームページアドレス  
http://www.seibu-group.co.jp/railways/

## 国民年金

国民年金保険料  
納付案内書を送付

19年度国民年金保険料納付案内書を、4月上旬に国民年金第1号被保険者へ送付します(口座振替を利用の方は除く)。

納付案内書(19年度の保険料額と納付期限が記載) 口座振替納付申出書 前納付書(19年度1年前納用・半年上期・下期用) 各月分納付書(19年4月~20年3月分) 前納用、各月用のいずれかを選んで、全国の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、社会保険事務所

書類を生活文化課(市役所2階)に直接持参、または4月13日(金)までに(必着)〒203-8555、市役所生活文化課男女共同参画係あてに郵送してください

【費用】無料

申し込みは各相談日の前日までに、電話で同協会事務局(桑原建築設計事務所) ☎476-1515へ。

当日の受け付けもできますが、お待ちいただく場合があります。また、図面等があればお持ちください。

詳しくは都市計画課 画調整係 ☎470-7762へ。

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。

【4月1日から医療証が手元に戻る】 今回の年齢拡大に伴い、対象となる乳幼児のいるご家庭には、4月上旬ごろに申請書等をお知らせしますので、次の書類と併せて子育て支援課(市役所2階)に申請してください。通知が届かない場合でも市内在住の4歳未満児で乳幼児医療証をお持ちでない方は申請をお願いします。